

農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領

平成15年10月21日水田第951号

次に掲げる資金の融通については、それぞれの資金の要綱等において定めるもののほか、貸付利率等の取扱いは本要領により定めるものとする。

第1 農業協同組合等その他の一般金融機関から融通する資金

| 資金名 | 貸付利率等 | 左記の根拠規定 |
|--------------|-------|--|
| 農業企業化資金 | 別表1 | 岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成14年9月17日付け農産第860号）第2の6及び第3の2 |
| (削除) | (削除) | (削除) |
| (削除) | (削除) | (削除) |
| 農業経営負担軽減支援資金 | 別表4 | 岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則運営要綱（平成13年8月31日付け農水第913号）第1の5の(3) |
| 農業経営改善促進資金 | 別表5 | 岐阜県農業経営改善促進資金融通事業実施細則（平成7年2月6日付け農経第516号）第10の2 |
| (削除) | (削除) | (削除) |
| 新規経営体育成資金 | 別表7 | 岐阜県新規経営体育成資金運営要綱（平成29年3月27日付け農経第1599号）第2の5及び第7 |

- 附則 この要領は、平成15年10月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年11月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年12月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年1月26日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年2月19日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年3月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年4月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年5月26日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年6月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年7月22日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年8月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年9月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年10月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年11月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年12月20日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年1月24日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年2月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年3月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年4月20日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年5月25日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年6月20日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年7月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年8月18日から施行する。

附則 この要領は、平成29年7月20日から施行する。
附則 この要領は、平成29年8月21日から施行する。
附則 この要領は、平成29年9月21日から施行する。
附則 この要領は、平成29年10月19日から施行する。
附則 この要領は、平成29年11月20日から施行する。
附則 この要領は、平成29年12月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年1月25日から施行する。
附則 この要領は、平成30年2月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年3月19日から施行する。
附則 この要領は、平成30年4月18日から施行する。
附則 この要領は、平成30年5月23日から施行する。
附則 この要領は、平成30年6月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年7月19日から施行する。
附則 この要領は、平成30年8月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年10月18日から施行する。
附則 この要領は、平成30年11月19日から施行する。
附則 この要領は、平成30年12月19日から施行する。
附則 この要領は、平成31年1月24日から施行する。
附則 この要領は、平成31年2月21日から施行する。
附則 この要領は、平成31年3月20日から施行する。
附則 この要領は、平成31年4月18日から施行する。
附則 この要領は、令和元年5月20日から施行する。
附則 この要領は、令和元年6月19日から施行する。
附則 この要領は、令和元年7月19日から施行する。
附則 この要領は、令和元年8月20日から施行する。
附則 この要領は、令和元年9月19日から施行する。
附則 この要領は、令和元年10月21日から施行する。
附則 この要領は、令和元年11月18日から施行する。
附則 この要領は、令和元年12月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年1月21日から施行する。
附則 この要領は、令和2年2月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年4月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年5月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年6月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年7月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年8月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年9月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年10月19日から施行する。
附則 この要領は、令和2年11月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年12月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年1月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年2月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年3月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年4月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年5月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年6月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年7月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年8月19日から施行する。

- 附則 この要領は、令和7年9月19日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年10月21日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年11月19日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年12月18日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年1月20日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年2月19日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年3月18日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年4月20日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年5月18日から施行する。